

神戸市一般公衆浴場の構造設備等の基準に関する要綱について**1 趣旨**

神戸市公衆浴場法施行条例において「一般公衆浴場」とは、温湯を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして使用されるもので、公衆浴場法第2条第1項の規定に基づく許可を受ける必要がある。

この許可については、神戸市内の自家風呂の普及率が約98%と高い水準となったため、平成18年度の時点で他の入浴手段がない住民のために新規に許可を行わなければならないような環境にはないと判断し、これ以降は「一般公衆浴場」としては新規許可を停止していた。

しかしながら、自家風呂の普及率は依然と高いものの、低廉な料金により地域において入浴しやすい環境を促進することは、市民の健康の維持、衛生上の観点から重要であると考えられることから、一般公衆浴場の新規許可申請の受付を令和5年7月に再開する。

再開の趣旨を踏まえ、新たに許可をする施設は地域に身近で入浴を主体とする施設とすることから、一般公衆浴場の許可の要件を要綱で定める。

公衆浴場法（抜粋）

第2条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は理由を附した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第2項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第1項の許可に必要な条件を附することができる。

2 要綱（案）の概要

- ① 一般公衆浴場の全体面積※は、550 m²未満。
- ② 入浴施設（浴室、露天風呂、サウナ室、岩盤浴等及び脱衣室）の総面積が全体面積の2分の1以上。

- ③ 主たる浴室（温湯を使用し、1浴室に同時に多数人を入浴させる浴槽が配置されている浴室）の面積が、入浴施設的面積から脱衣室の面積を除いた面積の2分の1以上。
- ④ 通常料金で利用できる区域の浴槽等の内り面積が、すべての浴槽等の内り面積の2分の1以上。
- ⑤ 通常料金で利用できる区域と別料金を徴収する区域は、障壁等により明確に区画されていることとし、また、通常料金で利用できる区域で、一般公衆浴場の基準に合致していること。
- ⑥ 主たる浴室は通常料金で利用できること。
- ⑦ 通常料金は、客の見やすい箇所に明示すること。また、別料金を徴収する場合にあっては対象となる浴槽等及びその料金を、客の見やすい箇所に明示すること。

※全体面積：公衆浴場としての許可施設に加え、同一の建築物（屋根のある渡り廊下により接続されている建築物を含む）内にあり、休憩室、飲食施設その他の入浴客が浴場と一体の施設として利用できる施設の延床面積をいう。ただし、駐車場及び駐輪場を除く。

【参考】

神戸市公衆浴場法施行条例（一般公衆浴場に関する規定抜粋）

第4条(6) 男女脱衣室は、9平方メートル以上の床面積を有すること。

(11)男女各浴室は、床面積を12平方メートル以上。

(14)浴室には、内り面積2.1メートル以上、深さ0.5メートル以上の浴槽を設ける。

3 意見募集期間（予定）

- ・令和5年5月22日（月）～ 令和5年6月21日（水）

4 意見募集後の予定

- ・令和5年6月28日（水） 市ホームページ上に意見公募結果の公表

- ・令和5年7月10日（月） 意見公募の結果を受けて神戸市一般公衆浴場の構造設備等の基準に関する要綱の制定
一般公衆浴場の許可再開

神戸市一般公衆浴場の構造設備等の基準に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年神戸市条例第43号。以下、「条例」という。）に定めるもののほか、一般公衆浴場の構造設備及び講ずべき措置の基準について定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 全体面積

公衆浴場としての許可施設に加え、同一の建築物（屋根のある渡り廊下により接続されている建築物を含む）内にあり、休憩室、飲食施設その他の入浴客が浴場と一体の施設として利用できる施設の延床面積をいう。ただし、駐車場及び駐輪場を除く。

(2) 入浴施設

浴室、その他入浴設備（露天風呂、熱気室、岩盤浴等）及び脱衣室をいう。

(3) 主たる浴室

温湯を使用し、1浴室に同時に多数人を入浴させる浴槽が配置されている浴室。

(4) 浴槽等

浴槽、熱気室及び岩盤浴等、客を入浴させる設備をいう。

(5) 通常料金

物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）第4条に基づき知事が定める額以下の料金をいう。

(6) 別料金

通常料金とは別に徴収する入浴のための料金をいう。

（構造設備及び講ずべき措置）

第3条 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条に基づく一般公衆浴場の許可を得るには、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

(1) 全体面積が、550㎡未満であること。

(2) 入浴施設の総面積が、全体面積の2分の1以上であること。

(3) 主たる浴室の面積が、入浴施設の面積から脱衣室の面積を除いた面積の2分の1以上であること。

(4) 通常料金で利用できる区域の浴槽等の内り面積が、すべての浴槽等の内り面積の2分の1以上であること。

(5) 通常料金で利用できる区域と別料金を徴収する区域は、障壁等により明確に区画されていることとし、また、通常料金で利用できる区域で、条例第4条第1項中に定める浴室に関する基準に合致していること。

(6) 主たる浴室は通常料金で使用できること。

(7) 通常料金は、客の見やすい箇所に明示すること。また、別料金を徴収する場合にあっては対象となる浴槽等及びその料金を、客の見やすい箇所に明示すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。